

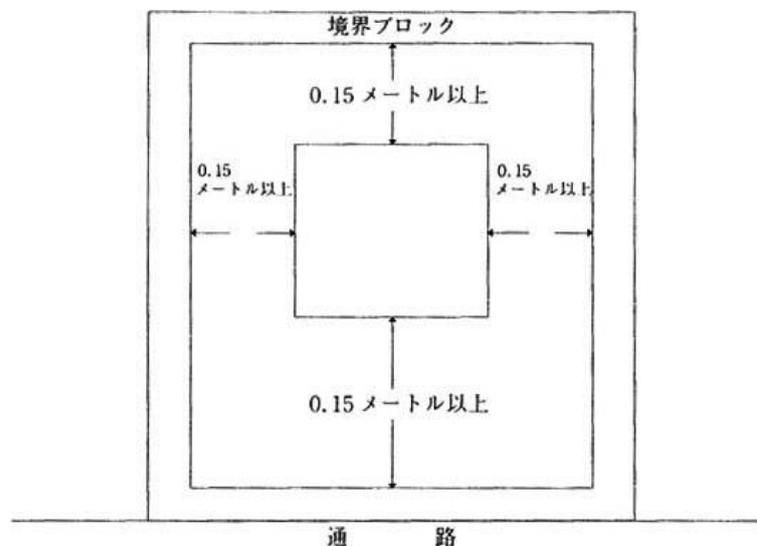
祖父江霊園施設基準

- 1 墓所に設ける墓標のうち、墓石に類するものは、境界ブロック頂点から1.85メートルを超えないものとする。
- 2 墓所に設ける墓標等の台石は、境界ブロックから0.15メートル以上内側に設置するものとする。ただし、墓誌及び塔婆立てに限り、境界ブロック頂点から高さ1メートル以内のものは、境界ブロックの内側に設置することができる。
- 3 墓所内に設ける外柵及び盛土は、境界ブロック頂点から0.5メートル以内とする。ただし、外柵に設ける灯籠については、外柵を含めて総高1メートル以内とする。

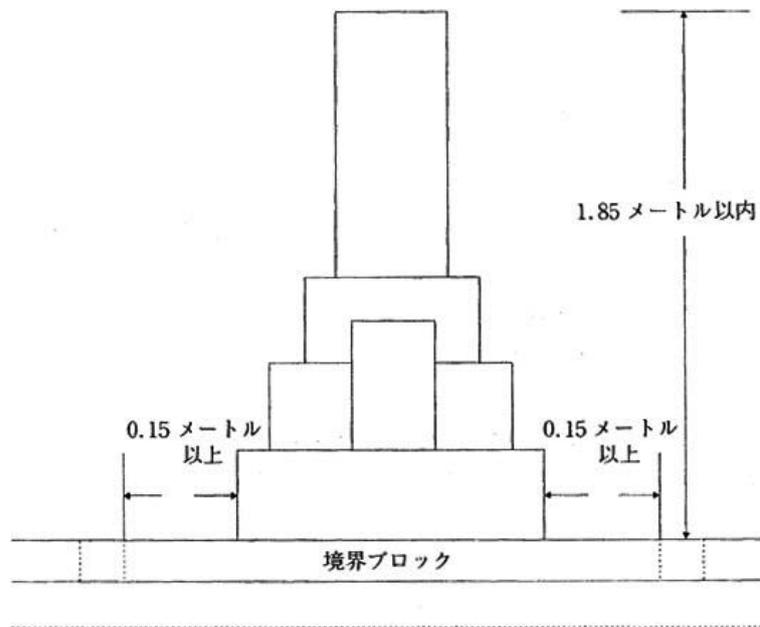
なお、灯籠を設置する場合は固定しなければならない。

- 4 境界ブロックは、いかなる理由があっても取り外したり移動したりしてはならない。

(平面図)



(正面図)



(側面図)

